

「遠隔手話通訳サービス」を開始します！

群馬県では、きこえない・きこえにくい人(聴覚障害のある人)の意思疎通や災害・救急など緊急時の情報取得の更なる充実を図るため、手話通訳者の同行がない場合においても、迅速かつ円滑な意思疎通を可能とする「遠隔手話通訳サービス」を開始します。

1 遠隔手話通訳サービスとは

スマートフォンやタブレット等のビデオ通話機能を利用し、離れた場所にいる手話通訳オペレーターが、きこえない・きこえにくい人と、きこえる人(聴覚障害者以外の人)のリアルタイムでの会話を通訳するサービス。

2 群馬県のサービス概要

(1)利用方法

きこえない・きこえにくい人が、自身のスマートフォンなどから、施設等に設置された専用の二次元コードを読み込むことにより、手話通訳オペレーターとつながり利用することができます。また、文字情報での通訳も対応可能のため、手話を使用しない、きこえない・きこえにくい人でも活用可能です。

二次元コードを利用した遠隔対面通訳



(2)導入日

令和8年7月24日(金) [利用時間8:00～21:00(年中無休)]

(3)二次元コード設置施設等

- ・県庁各所属、地域機関、専門機関、その他県有施設
- ・警察署、交番、駐在所、免許センター
- ・避難所
- ・救急車
- ・救急医療機関
- ・JR 前橋駅・新前橋駅・高崎駅

3 代理電話サービス

オペレーターが、手話または文字情報により通訳することで、きこえない・きこえにくい人の電話での通話を可能とする「代理電話サービス」も、同日より、県の代表電話(027-223-1111)に導入します。なお、本サービスの導入に伴い、令和 7 年 9 月に開始した「手話リンク」は終了します。

<利用方法>

- ① 県ホームページのトップページにある「代理電話サービス」のアイコンをクリックまたはタップ
- ② 「手話」または「文字」のアイコンをクリックまたはタップ